

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号を次のように改める。

(2) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

別表和室（6畳）の項中「120円」を「140円」に改め、同表簡易食品加工室の部中「320円」を「380円」に、「480円」を「570円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、本施設の休館日を新たに追加することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。